

新規保険収載項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(平成30年12月28日付、保医発1228第1号、平成31年1月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：平成31年1月1日

◎ 新たに保険収載された検査項目

検 査 項 目 名	実 施 料
膀胱がん関連遺伝子検査	1200点+397点
算 定 区 分	
区分番号「D006-3」 Major BCR-ABL1「2」mRNA定量(1以外のもの) + 区分番号「D006-5」染色体検査(注)分染法加算 【血液学的検査 125点】	

- ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D006-3」 Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及び区分番号「D006-5」染色体検査(全ての費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
- イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。
- ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※弊社受託未定